

## 韓国における「建築物美術作品制度」の変遷と展望

閔鎮京 北海道教育大学岩見沢校芸術文化政策研究室 准教授



### I.はじめに

韓国における「建築物美術作品制度」とは、延べ面積10,000m<sup>2</sup>の建築物を新築または増築する建築主に対し、建築費用の一定割合(1%以内)を美術作品の設置に充てるか、あるいは文化芸術振興基金に出捐することを義務付ける制度である。本制度は、1960年代にフランスやアメリカで始まった「パーセント・フォー・アート(Percent-for-Art)」の概念を導入したものであり、都市景観を豊かにし、市民の文化的享受権を拡大すると同時に、芸術家の創作活動を公的に支援することを目的としている。その基本理念は、公共空間の芸術的形成による「都市景観の向上(文化環境の改善)」、日常生活における「芸術享受の機会拡大(文化福祉の向上)」、および「作家の創作活動支援とメセナ活動の促進(芸術産業の発展)」という三つの側面から構成されている。本稿では、この制度の歴史的変遷から最新の法改正、および運用実態について詳述する。

### II.制度の沿革と文化芸術振興法関連条項の変遷

本制度は1972年の導入以来、社会情勢の変化に応じてその実効性を高めてきた。

#### 1.導入と勧告の時代

(1972年-1980年代前半)

1972年、文化芸術振興法の制定に伴い、「建築物に対する美術装飾品設置勧告」として初めて導入された。当初は延べ面積3,000m<sup>2</sup>以上の建築物を対象とし、建築費の1%以上を美術装飾に充てることが推奨されたが、建築主の自発的協力に基づく「勧告」に留まり、実効性は限定的であった。

#### 2.実効性の強化と義務化への過程

(1984年-1994年)

1980年代後半から、制度の実効性を高

めるために段階的な基準の明文化が行われた。1984年には大統領令により「建築物美術装飾品設置勧告基準」が策定され、実質的な行政指導による強制力が付与され始めた。1988年には対象建築物の適用基準が延べ面積7,000m<sup>2</sup>以上へと調整された。また、1986年のアジア競技大会や1988年のソウルオリンピック開催を控え、都市景観の整備が急務となつたソウル特別市では、これに先立つ1984年に建築条例を通じて美術作品の設置を義務事項として規定するに至った。

#### 3.全面的義務化と制度の課題

(1995年-2010年)

1995年、大統領公約を背景に文化芸術振興法が改正され、美術作品の設置が全国的に義務化された。これにより設置数は急増したが、一方で「量産型の石像による作品の画一化」や「建築主・プローカー間でのリベート授受」といった不透明な流通構造が社会問題化した。なお、2000年には建築主の経済的負担に配慮し、料率が「1%以上」から「1%以下」へと調整されている。

#### 4.制度の柔軟化と管理体制の構築

(2011年-現在)

2011年、「美術装飾」から「美術作品」と用語が改められるとともに、建築主が直接設置する代わりに基金への納付を選択できる「選択的基金制度(基金出捐制)」が導入された。さらに2022年の改正では、設置後の管理や公募に関する条項(第9条の2-第9条の4)が新設され、「設置中心型」から「維持・管理重視型」への大きな転換が図られた。

### III.2022年制度改善内容の特徴

制度の運営過程では、美術作品の設置が建築許認可のための行政的要件として認識され、形式的な作品が量産され、

都市の文脈や市民の利用体験を十分に反映できないといった限界が持続的に提起されてきた。また、作品設置後、維持・管理責任が建築主にのみ帰属され、専門人材と管理予算の不足による老朽化・毀損・放置問題が繰り返され、作品の移転・撤去過程においても体系的な管理基準が不在であるという批判が続いた。

このような問題意識に基づき、2022年には文化芸術振興法第9条の改正により、建築物美術作品制度に対する大幅な制度改善が行われた。主な内容は、制度の目的を単純な義務履行中心から脱却させ、公共美術の質的向上と持続可能性の確保に切り替えることにあった。このため、まず美術作品の範囲と概念をより幅広く再定義し、彫刻や造形物中心の既存の慣行から抜け出し、メディアアート、空間連携型作品、景観と結合した公共美術プロジェクトなど、多様な形態の芸術表現を制度的に受け入れられるようにした。

また、作品設置中心の運営方式で発生した問題を改善するために、文化芸術振興基金出捐制度の活用をより明確に整備し、基金の使用目的と手続きに対する管理・監督を強化した。これを通じて、基金が単に設置義務を代替する手段にとどまらず、地域単位の公共美術事業と市民参加型文化芸術プロジェクトに戦略的に活用できる基盤を整えようとした。さらに、基金出捐の透明性と地域還元性を強化することで、制度に対する社会的信頼を高める方向で改善が推進された。

2022年の制度改善では、美術作品の事後管理体系の強化も重要な課題として取り上げられた。作品設置後の維持・管理、保存、移転・撤去に対する基準をより具体化し、地方自治体の管理・点検の役割を明確にすることで、作品が長期的に公共資産として機能できるよう制度的装置を補完した。これは建築物の寿

命周期と美術作品のライフサイクルを連動させて管理しようとする試みであり、既存制度の最大の弱点として指摘されてきた事後管理問題を改善することを目的としている。

審議制度もまた、2022年の改正を通じて改善の方向性が提示された。審議基準を単純な価格・安全性中心から脱却させ、作品の公共的意味、場所性、市民の体感度をより重点的に評価するよう誘導し、審議委員構成の専門性と多様性を強化することにより、審議の質的水準を高めようとした。これを通じて形式的な作品選定の慣行を緩和し、公共美術としての社会的価値と芸術的完成度を同時に確保しようとする政策的意図が反映された。

#### IV. 美術作品設置の実務的枠組みと権利義務関係

実務プロセスにおいては、公共空間の質的向上を図る法的義務と、作家との契約上の権利関係を適切に処理する必要がある。

##### 1. 対象範囲と算定基準

対象は共同住宅、業務・宿泊施設等の多目的施設に及ぶ。費用は「延床面積×標準建築費×適用比率」で算出され、基金への出捐を選択する場合は直接設置費の70%相当額を納付する。

##### 2. 行政プロセスと審議体制

知事直属の「美術作品審議委員会」が、芸術性、環境との調和、価格の妥当性を厳格に審査する。この承認を経て初めて建築物の使用承認に至る。

##### 3. 契約構造と権利の帰属

- ・所有権：制作費用の完済時に建築主へ移転する。
- ・著作財産権：複製権等は原則として作家に帰属し、建築主の商業利用には作家の許諾を要する。
- ・著作者人格権：氏名表示権や同一性保持権は作家に専属するため、原則と

して不当な改変は禁じられるが、増改築等のやむを得ない事情がある場合は例外とされる。

- ・管理責任：日常的な保守や安全確保の責任は建築主に帰属し、自治体による点検の対象となる。

#### V. 美術作品設置の現状

2025年現在、美術作品の累計設置数は25,666作品に達している。設置場所およびジャンル別の統計は以下の通りであるが、算出基準や集計対象の違いにより、統計ごとに総数が異なる場合がある。



図1 設置作品数の推移

出典：公共美術ポータル「建築物年度別統計」  
([https://www.publicart.or.kr/statistics/year\\_statistics.do?menuId=21](https://www.publicart.or.kr/statistics/year_statistics.do?menuId=21)) をもとに作成

設置場所は「共同住宅」が45.6%と全体の約半分を占め、次いで「近隣生活施設」が35.2%となっている。

用途	作品数	割合
共同住宅	11,695	45.6%
近隣生活施設	9,034	35.2%
業務施設(事業所、役所等)	2,466	9.6%
宿泊施設	922	3.6%
その他(医療、販売、教育等)	1,549	6.0%
合計	25,674	100%

表1 用途別作品設置状況

出典：公共美術ポータル「作品用途別統計」  
([https://www.publicart.or.kr/statistics/bduse\\_statistics.do?menuId=19](https://www.publicart.or.kr/statistics/bduse_statistics.do?menuId=19)) をもとに作成

作品ジャンルでは「彫刻」が77.9%と圧倒的多数を占めており、ジャンルの偏重が顕著である。

ジャンル	作品数	割合
彫刻	20,003	77.9%
絵画	4,715	18.4%
工芸、メディアアート、壁画、写真、噴水等	953	3.7%
合計	25,671	100%

表2 ジャンル別作品設置状況

出典：公共美術ポータル「作品分類別統計」  
(<https://www.publicart.or.kr/statistics/genreStatistics.do?menuId=17>) をもとに作成

#### VI. 制度的意義と今後の展望

建築物美術作品制度は、「文化芸術振興法」の制定とともに導入されて以来、数十年にわたり韓国の公共美術政策の中核を担ってきた。本制度は、公的部門に留まらず一定規模以上の民間建築物にも適用される強制的な枠組みである点、そして建築事業を通じて文化振興を社会構造の中に組み込んだ点において、極めて重要な意義を有している。

一方で、私的所有物でありながら公共空間を形成する美術作品の公的な位置づけを巡る議論など、運用上の課題も依然として残されている。しかしながら、2022年の制度改善は、本制度を単なる規制中心の義務履行から、公共美術政策全体を包括する戦略的な制度へと転換させようとする画期的な試みであると評価できる。今後は、こうした新たな運用体制の定着を通じ、都市空間と芸術がより高度に調和した文化的環境が醸成されることが期待される。

##### 【参考文献】

ペ・クアンピョ「建築物美術作品制度の現状及び改善課題」『指標で見るイシュー』第126号、国会立法調査処、2018年6月20日。

ピョン・ジヘ、キム・ヒヨンギヨン、イ・ヒジェ『建築物美術作品制度運営管理改善方案研究』韓国文化観光研究院、2023年。

##### 【参考サイト】

公共美術ポータル(<https://www.publicart.or.kr/oldPublicart/HTML/system/systemSynopsis.do?menuId=9>)



韓国文化芸術委員会(<https://www.arko.or.kr/main/arko>)

国家法令情報センター(<https://www.law.go.kr/main.html>)

##### 閔鎭京(みんじんきょん)

韓国ソウル生まれ。2000年来日後、文化庁「海外招聘研修生」として東京室内歌劇場でオペラ制作を担当。東京藝術大学大学院応用音楽学専攻を修了。博士(学術)。2006年2月より北海道教育大学に在職。専門は文化政策。韓国の文化政策に関する研究として、文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「諸外国の文化政策(韓国担当)」など、多数の論文を発表。近年は、「地域アーツカウンシル「多文化共生とアート」」などのテーマについても研究を進めている。現在、日本文化政策学会理事長。公益財團法人北海道文化財団「令和2年度アート選奨」受賞。